

○那覇市こどものみらい応援プロジェクト推進基金条例

平成28年10月12日

条例第38号

(設置)

第1条 こどものみらい応援プロジェクト(こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備し、及び教育の機会の確保を図るため、こどもの貧困対策を推進する施策をいう。)の実施に資することを目的として、那覇市こどものみらい応援プロジェクト推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、毎会計年度の予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条の施策の実施に要する経費に充てるほか、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。